

電気料金メニュー定義書

【スマートプラン】

株式会社モノクローム

2026年10月1日実施

1. 適用	2
2. スマートS	2
(1)適用範囲	2
(2)料金	2
基本料金	2
電力量料金	3
3. スマートM	4
(1)適用範囲	4
(2)料金	5
基本料金	5
電力量料金	5
4. スマート動力	7
(1)適用範囲	7
(2)料金	7
基本料金	7
電力量料金	8
(3) その他	9
附 則(実施期日)	10
別表	11
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	11
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	11
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用	11
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	11
2 契約容量の算定方法	11

1. 適用

電気料金メニュー定義書【スマートプラン】(以下「本定義書」といいます)は、当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器、及び動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める基本料金、電力量料金、および市場価格調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

2. スマートS

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、1 または2 のいずれかに該当するお客さまに適用いたします。

- 1 託送約款等(北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアまたは九州エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限りします。)の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- 2 託送約款等(関西エリア、中国エリアまたは四国エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限りします。)の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情等に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

供給エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流10アンペアにつき	499.00 円
東北エリア	契約電流10アンペアにつき	377.00 円
東京エリア	契約電流10アンペアにつき	327.00 円
中部エリア	契約電流10アンペアにつき	392.00 円
北陸エリア	契約電流10アンペアにつき	258.00 円
関西エリア	1契約につき	992.00 円
四国エリア	1契約につき	1,057.00 円

中国エリア	1契約につき	1,205.00 円
九州エリア	契約電流10アンペアにつき	393.00 円

電力量料金

電力量料金は、託送従量料金相当額、電源料金およびサービス料金の合計といたします。

1 託送従量料金相当額

託送料金相当額は各エリアの当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送料金相当額を変更することがあります。この場合、託送料金相当額の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の託送費にもとづき計算されるものとします。

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に託送従量料金相当単価を適用いたします。

託送従量料金相当額＝託送従量料金相当単価×使用電力量

各エリアの託送従量料金相当単価は、下記の通りです。

供給エリア	託送従量料金相当額	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	8.24 円
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.92 円
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.97 円
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	7.91 円
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.83 円
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	8.25 円
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.63 円
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.54 円
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	7.97 円

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

2 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一月分の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。

お客さまの30分毎の使用電力量×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)×(1+消費税率)}

(イ)エリアプライス 一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスおよびシステムプライスは全て税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。なお、一般社団法人日本卸電力取引所が緊急の事由(緊急の事由とは、天災地変、経済状況の激変、通信回線・通信機器・インターネット・コンピューターシステムの障害、その他やむを得ない事由を指します)により取引停止となった場合、当該取引停止の期間中は一般社団法人日本卸電力取引所が公表するインバランス等料金単価、またはそれに準じた合理的な単価を適用いたします。

(ロ)エリア損失率 各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

各エリアの損失率は下記の通りです。

供給エリア	損失率
北海道エリア	7.90%
東北エリア	8.50%
東京エリア	6.90%
中部エリア	7.10%
北陸エリア	7.80%
関西エリア	7.80%
四国エリア	7.70%
中国エリア	8.10%
九州エリア	8.60%

3 サービス料金

サービス料金は以下のとおりです。

供給エリア	サービス料金	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.63 円
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	4.81 円
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	7.10 円
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	5.37 円
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.81 円
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	7.04 円
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.47 円
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.08 円
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.24 円

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

3. スマートM

(1)適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等(北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、または九州エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。)の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。契約容量の単位は、1

キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

供給エリア	基本料金	
北海道エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	499.00 円
東北エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	377.00 円
東京エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	327.00 円
中部エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	392.00 円
北陸エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	258.00 円
関西エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	314.00 円
四国エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	329.00 円
中国エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	348.00 円
九州エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	393.00 円

電力量料金

電力量料金は、託送従量料金相当額、電源料金およびサービス料金の合計といたします。

1 託送従量料金相当額

託送料金相当額は各エリアの当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送料金相当額を変更することがあります。この場合、託送料金相当額の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の託送費にもとづき計算されるものとします。

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に託送従量料金相当単価を適用いたします。

託送従量料金相当額＝託送従量料金相当単価×使用電力量

各エリアの託送従量料金相当単価は、下記の通りです。

供給エリア	託送従量料金相当額	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	8.24 円
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.92 円
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.97 円
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	7.91 円
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.83 円
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	8.25 円
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.63 円
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.54 円
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	7.97 円

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

2 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一月分の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。

お客さまの30分毎の使用電力量×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)×(1+消費税率)}

(イ)エリアプライス 一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスおよびシステムプライスは全て税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。なお、一般社団法人日本卸電力取引所が緊急の事由(緊急の事由とは、天災地変、経済状況の激変、通信回線・通信機器・インターネット・コンピューターシステムの障害、その他やむを得ない事由を指します)により取引停止となった場合、当該取引停止の期間中は一般社団法人日本卸電力取引所が公表するインバランス等料金単価、またはそれに準じた合理的な単価を適用いたします。

(ロ)エリア損失率 各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

各エリアの損失率は下記の通りです。

供給エリア	損失率
北海道エリア	7.90%
東北エリア	8.50%
東京エリア	6.90%
中部エリア	7.10%
北陸エリア	7.80%
関西エリア	7.80%

四国エリア	7.70%
中国エリア	8.10%
九州エリア	8.60%

3 サービス料金

サービス料金は以下のとおりです。

供給エリア	サービス料金	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.63 円
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	4.81 円
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	7.10 円
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	5.37 円
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.81 円
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	5.22 円
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	5.14 円
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	3.92 円
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.24 円

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

4. スマート動力

(1)適用範囲

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用いたします。契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、お客さまと当社との協議が調った場合は、契約電力を0.5キロワットとすることがあります。

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この需給約款による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この需給約款による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

(2)料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします

基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

供給エリア	基本料金	
北海道エリア	1キロワットにつき	781.00 円
東北エリア	1キロワットにつき	755.00 円

東京エリア	1キロワットにつき	772.00 円
中部エリア	1キロワットにつき	780.00 円
北陸エリア	1キロワットにつき	601.00 円
関西エリア	1キロワットにつき	690.00 円
四国エリア	1キロワットにつき	764.00 円
中国エリア	1キロワットにつき	765.00 円
九州エリア	1キロワットにつき	761.00 円

電力量料金

電力量料金は、託送従量料金相当額、電源料金およびサービス料金の合計といたします。

1 託送従量料金相当額

託送料金相当額は各エリアの当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「動力標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送料金相当額を変更することがあります。この場合、託送料金相当額の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の託送費にもとづき計算されるものとします。

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に託送従量料金相当単価を適用いたします。

託送従量料金相当額＝託送従量料金相当単価×使用電力量

各エリアの託送従量料金相当単価は、下記の通りです。

供給エリア	託送従量料金相当額	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	4.46 円
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	9.87 円
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	4.54 円
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.07 円
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	4.69 円
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	5.10 円
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.44 円
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.46 円
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	5.70 円

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

2 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一月分の合計は、小数点第3位を切り捨てていたします。

お客さまの30分毎の使用電力量×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)×(1+消費税率)}

(イ)エリアプライス 一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指しま

す。算出に用いる各エリアプライスおよびシステムプライスは全て税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。なお、一般社団法人日本卸電力取引所が緊急の事由（緊急の事由とは、天災地変、経済状況の激変、通信回線・通信機器・インターネット・コンピューターシステムの障害、その他やむを得ない事由を指します）により取引停止となった場合、当該取引停止の期間中は一般社団法人日本卸電力取引所が公表するインバランス等料金単価、またはそれに準じた合理的な単価を適用いたします。

(ロ)エリア損失率 各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

各エリアの損失率は下記の通りです。

供給エリア	損失率
北海道エリア	7.90%
東北エリア	8.50%
東京エリア	6.90%
中部エリア	7.10%
北陸エリア	7.80%
関西エリア	7.80%
四国エリア	7.70%
中国エリア	8.10%
九州エリア	8.60%

3 サービス料金

サービス料金は以下のとおりです。

供給エリア	サービス料金	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	6.07 円
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	3.58 円
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	3.27 円
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	3.27 円
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	3.15 円
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	2.97 円
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	3.15 円
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	2.96 円
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	3.21 円

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

(3) その他

- 1 変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

- 2 お客様が負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

附 則(実施期日)

この料金表は、2026年10月1日から実施いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

当社は、当社が適切と判断した方法により、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- 2 お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。
なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 契約容量の算定方法

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000